

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、昭和43年2月に会社を退職して厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、忘れることなく夫婦の国民年金保険料を集金人に納付してきた。

記録を確認したところ、昭和44年度の国民年金保険料が未納であることが分かった。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、申立期間を除き、加入期間について全て保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前後を通じて住所及び勤務先など生活状況に特に変化はみられない上、申立人が記憶する納付方法は、当時のA市における現年度保険料の納付方法とも一致することから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から同年7月1日まで

私は、平成4年4月21日からB社に勤務し、9年6月1日に同社の関連会社のA社に出向したが、同社における当初の1か月間（同年同月）について、厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成9年6月のA社の給与明細書、申立人に係る雇用保険被保険者記録並びにB社及びA社の代表取締役（同一人物）の供述により、申立人は、B社及び関連会社であるA社に継続して勤務し（同年6月1日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年6月の給与明細書から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成9年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が適用事業所になる前の期間であるところ、同社に係る商業登記簿によると、法人設立日は8年11月*日であることが確認できることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の条件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行について、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当

時) に適用の届出を行っていなかったことを認めていることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA団体B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和43年7月にA団体（現在は、C団体）に正職員として入社以来、平成21年3月31日まで継続して勤務していたが、A団体B支店で勤務した昭和46年5月31日から同年6月1日までの期間に年金記録の欠落がある。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

C団体が保管する申立人に係る履歴書及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A団体及びD団体に継続して勤務し（昭和46年6月1日にA団体B支店からD団体E部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA団体B支店における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を112万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A社は、私の平成17年12月分の賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所(当時)に当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、23年7月26日になって、年金事務所に当該期間の賞与支払届を提出し保険料を納付しようとしたが、時効のため納付することができなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成17年12月分賞与(振込)通知書及びA社から提出のあった個人別支給額明細表により、申立人は、申立期間において、112万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年3月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月21日から同年5月26日まで
私は、B事業所に、学校を卒業してから入社し、約2か月後に退職したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、B事業所にC職として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立期間に被保険者資格を有する元従業員は、「申立人に記憶は無いが、C職に従事した元従業員3人及び元事務担当者を記憶している。」と証言しているところ、当該元従業員3人及び元事務担当者は、A社において厚生年金保険被保険者記録があることが確認できる。

一方、A社に係る被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和46年3月21日、同喪失日は同年5月26日）が確認できる。

また、上記元従業員が記憶する、A社の元事務担当者は、「申立人に記憶は無いが、私は事務担当者ではなくC職で、B事業所に勤務していたが、厚生年金保険はA社で加入していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の当該事業所における同被保険者資格取得

日は昭和46年3月21日、同資格喪失日は同年5月26日であると認められる。
また、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合記録から、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場に係る被保険者記録は、平成17年11月16日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間の賞与（19年12月7日は34万4,130円、20年2月20日は3万3,000円、同年6月27日は13万3,280円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、19年12月7日は34万4,000円、20年2月20日は3万3,000円、同年6月27日は13万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月7日
② 平成20年2月20日
③ 平成20年6月27日

私は、育児休業中に賞与が支給されたが、保険料が免除されることもあって、会社の手違いで、会社が提出する賞与支払届から漏れてしまい、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細書及びA社B工場が保管する賃金台帳一覧により、申立人は、平成19年12月7日、20年2月20日及び同年6月27日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社B工場が保管する健康保険厚生年金保険育児休業取得者申出書により、平成19年9月7日から20年7月11日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上記免除に係る申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賃金台帳一覧における当該賞与額から、平成19年12月7日は34万4,000円、20年2月20日は3万3,000円、同年6月27日は13万3,000円とすることが必要である。

兵庫国民年金 事案 2894 (事案 698 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から55年3月まで

私は昭和49年8月末に会社を退職し、同年9月1日に自身で事業を始めたので、妻が同年9月初め頃にA市役所で私の国民健康保険と夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、申立人は、その妻が昭和49年9月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦は、共に55年11月14日に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は56年1月にその妻と連番で払い出されており、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月12日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして再申立てしている。

しかしながら、申立期間に係る申立てについては、前回の通知のとおり、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年1月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿に記載されており、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人夫婦は、55年11月14日に国民年金の資格取得届出を行っていることが記録されていることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人が所持する年金手帳の住所欄も、戸籍の附票において53年10月25日に転居したこと

が確認できる住所地のみの記載であり、49年9月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、この時点（55年11月）では、申立期間のうち、53年9月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、同年10月以降の保険料は過年度納付可能であったものの、申立人夫婦に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和49年9月1日」と記載されていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、その日が、制度上の国民年金被保険者資格取得日であることを示すものであって、以降の保険料の納付の事実を示すものではない。

なお、A市によると、申立人の国民健康保険については昭和49年9月11日に資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、今回改めて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和49年7月から55年12月までにA市で払い出された1万5,420件の同手帳記号番号について調査したものの、申立人及びその妻に対する別の同手帳記号番号の払出しは見当たらない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる資料も見当たらず、再申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2895 (事案 699 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から55年3月まで

私の夫が昭和49年8月末に会社を退職し、同年9月1日に自ら事業を開始したので、私は、同年9月初め頃にA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和49年9月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦は、共に55年11月14日に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は56年1月にその夫と連番で払い出されており、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月12日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして再申立てしている。

しかしながら、申立期間に係る申立てについては、前回の通知のとおり、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年1月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿に記載されており、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人夫婦は、55年11月14日に国民年金の資格取得届出を行っていることが記録されていることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人が所持する年金手帳の住所欄も、戸籍の附票において53年10月25日に転居したこと

が確認できる住所地のみの記載であり、49年9月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、この時点（55年11月）では、申立期間のうち、53年9月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、同年10月以降の保険料は過年度納付可能であったものの、申立人夫婦に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和49年9月1日」と記載されていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、その日が、制度上の国民年金被保険者資格取得日であることを示すものであって、以降の保険料の納付の事実を示すものではない。

なお、A市によると、申立人の夫は、国民健康保険について昭和49年9月11日に資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、今回改めて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和49年7月から55年12月までにA市で払い出された1万5,420件の同手帳記号番号について調査したものの、申立人及びその夫に対する別の同手帳記号番号の払出しは見当たらない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる資料も見当たらず、再申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から53年6月まで

私が20歳頃、当時勤務していた事業所の事業主が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。私は24歳で事業所を経営し、結婚後は、妻が集金人に夫婦の保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳頃に勤務していた事業所の事業主が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれ、婚姻後は、申立人の元妻が集金人に夫婦の保険料を一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の被保険者の資格記録から、同年9月頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入手続き時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには特例納付、過年度納付及び現年度納付によることとなるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録において、当該期間に係る特例納付及び過年度納付記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

なお、婚姻後、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻も、申立人と同様に昭和53年7月から保険料の納付を開始していることがA市の国民年金収滞納一覧表及び特殊台帳の記録により確認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、当時の事業主、申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から58年3月まで

私は、25歳の時、結婚を契機に国民年金に加入し、自分ではよく分からなかったが、元夫の母親が元夫と私の分を合わせて国民年金保険料を納付してくれていた。また、集金人に元夫の母親が保険料を支払っているところを何度も見た記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年の婚姻後、申立人の元夫の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の元夫と共に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年6月に申立人の元夫及びその妹と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち、56年3月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の元夫の母親は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続時点（昭和58年6月頃）からみて、56年4月以降の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金マスターチェックリストにおいて、当該期間に係る過年度納付記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

なお、申立人の元夫及びその妹は、申立人と同様に昭和58年4月から国民年金保険料の納付を開始していることが特殊台帳により確認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の元夫の母親及び申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月から53年3月まで
当時は、区役所の同じ窓口で国民年金と国民健康保険を取り扱っていたはずで、国民健康保険には健康保険から継続して加入し、国民年金についても同様に加入していたはずだが、その記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険には継続して加入していたので、国民年金についても同様に加入していたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人はこの頃、国民年金に加入したものと推認でき、これはA市の国民年金収滞納一覧表が昭和53年度から作成されていることと一致し、申立期間は、A市において国民年金の被保険者として管理されておらず、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付できなかったものと考えられる。

また、上記加入時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を特例納付及び過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年3月まで

私は申立期間当時、家業を手伝っており、家族の国民年金保険料は全て父親が管理していた。私が20歳になった頃から父親が保険料を納めてくれていた記憶があり、国民年金の加入手続や保険料納付については、父親が亡くなっているため詳しいことは分からないが、保険料はA金融機関で納付してくれていたと思う。申立期間について、保険料の納付記録が無いことに納得できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月に夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日により同年3月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の父親は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続時点（昭和51年3月頃）では、申立期間の一部の国民年金保険料を過年度納付し、50年4月以降の保険料を現年度納付することは可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びB市の国民年金過年度収滞納一覧表において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらず、同市の国民年金被保険者名簿及び国民年金収滞納一覧表において、当該期間に係る現年度納付記録も見当たらない上、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から49年9月まで

私は、結婚を契機に、A市役所B出張所で、国民年金の加入手続きを行った際、役所の人に勧められ、20歳からの未納分を昭和49年10月頃にまとめて納付しており、未納は無いはずである。現在の年金記録に納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、昭和49年10月頃に、A市役所B出張所の窓口で納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする当該時期は、第2回特例納付の実施時期であり、申立期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付することが可能であったものの、A市役所においては、国庫金となる特例納付及び過年度保険料を納付することができず、特例納付が行われた場合には、その記録が記載されることとされている当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間のうち、昭和46年6月から49年3月までについて、特例納付及び過年度納付を行ったとする形跡は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までについては、A市役所に現年度保険料として納付することとなるが、同市の国民年金被保険者名簿において、申立人が当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から53年3月まで

私の父親がA職であったため、私もB町（現在は、C市）役場で20歳から国民年金に加入した。保険料は父親が家族の分をまとめて納付していた。現在は父親も死亡しており、申立期間当時の状況が分からないが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和53年12月に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、加入手続の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人から遡って保険料を納付したとの主張は無い。

また、C市が保管する国民年金収納表（昭和50年度から52年度まで）において、申立人の両親及び兄については、その氏名が登載され、国民年金保険料の納付が確認できるものの、申立人については、氏名及び保険料納付の記載は見当たらず、これは当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びB町の国民年金被保険者名簿の記録とも一致する。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 5 日から 51 年 1 月 16 日まで

私は、A社へ就職した直後、B社の社長から誘いを受け、すぐに同社に入社したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。給与から厚生年金保険料は控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に入社してすぐにB社の事業主から電話をもらい、ヘッドハンティングのような形で転職した。」と主張しているところ、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録によると、昭和50年4月3日に被保険者資格を取得し、同年同月5日に同資格を喪失している記録が確認できる上、申立期間において、B社で勤務していた元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に解散している上、元事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、「C社の元同僚と一緒にB社に入社した。」と主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該元同僚は、申立人と同日（昭和51年1月16日）に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人が自身より先に同社に入社していたと記憶する元同僚は、申立期間の始期より後の50年6月に同社に係る同被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 10 日まで

私は、昭和 15 年 4 月に A 社に入社し、20 年の空襲により、会社が全焼したため、帰郷しており、同社から脱退手当金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、受給したことになっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後 101 人（全て男性職員）を抽出し、脱退手当金の支給状況を調査した結果、申立人を含む 40 人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金が支給された記録が確認できるところ、このうち、申立人と同日に脱退手当金が支給決定された記録となっている者は 8 人確認でき、そのほかにも同日に支給決定されている者が散見され、ある程度の人数をまとめて順次支給決定されていることが確認できる上、当該 40 人のうち 36 人（申立人を含む。）については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年を経過した後に支給決定されていることが確認できるところ、当時の脱退手当金の支給要件は、資格喪失後被保険者となることなく 1 年を経過した後にその要件を満たすものとされており、当該期間満了後直ちに支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度が創設（昭和 36 年）される前であり、A 社を退職後、約 6 年間厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった申立人が脱退手当金を受給していることに不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで

私は、A社において、昭和 43 年 2 月 1 日から 1 年間ほど勤務した後、同社を退職した。

しかしながら、A社から強い要請を受け復職することとなり、昭和 46 年 4 月 1 日から 56 年 9 月 30 日まで勤務していたが、46 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社を一旦退職した後に、同社の要請を受け、申立期間において同社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時のA社の事業主は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、「会社は既に清算しており、申立人に係る労働者名簿、賃金台帳等の関係資料が現存していない。また、社会保険手続は、関係会社であったB社で行っていたため、不明である。」と回答している上、同社及びB社に係る商業登記簿謄本によると、両社は既に清算終了又は、破産手続終結されており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで
② 昭和 51 年 7 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 3 月 1 日にA社又はB社（現在は、C社）に入社し、46年 4 月 30 日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、昭和 51 年 7 月 1 日にD社に入社し、53 年 9 月 30 日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 44 年 3 月 1 日から 46 年 4 月 30 日までA社又はB社に勤務していた。」と主張しているところ、両社の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社又はB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社から提出された入退社関係書類及び、C社から提出された社会保険資格取得・喪失控のいずれからも申立人に係る記録は確認することができない上、両社はいずれも、「申立人の当社における勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認しても、申立期間①において申立人の氏名を確認することができない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 51 年 7 月 1 日から 53 年 9 月 30

日までD社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡している上、オンライン記録により、申立期間②当時にD社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員8人に照会し、二人から回答を得たものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、D社に係る被保険者原票を確認しても、申立期間②において申立人の氏名を確認することができない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 1 日まで
② 昭和 30 年 11 月 30 日から 31 年 11 月 10 日まで

私は、A事業所に昭和 27 年 4 月 1 日に入社し、34 年 8 月 31 日まで継続して勤務していた。申立期間①及び②について年金記録が無いので調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A事業所に昭和 27 年 4 月 1 日に入社し、34 年 8 月 31 日まで継続勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 5 人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、回答を得た 3 人のうち 1 人は、「私は中学卒業後の昭和 27 年か 28 年頃にA事業所に入社し、32 年に退社した。申立人は、私が入社する前から勤務し、私が退社した 32 年まで継続して勤務し、私の退社後も勤務されていた。ただし、申立人の入社日及び厚生年金保険の加入については不明である。」と証言している上、残りの二人は、「申立期間①について、申立人の入社日は不明である。厚生年金保険の加入についても分からない。」「申立期間①及び②において、申立人に記憶は無い。」とそれぞれ証言しており、申立期間①及び②において申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができない。

また、申立人は、「私と同日に入社した人はいない。私より先にA事業所に勤務していた元同僚二人に記憶がある。」と供述しているところ、上記被保険者名簿によると、当該元同僚 2 人を含む 5 人が申立人と同日(昭和 29 年 3 月

1日)に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、上記申立人を記憶する元従業員一人は、「私は、A事業所に昭和27年か28年頃に入社したが、同社における厚生年金保険被保険者記録は、31年からとなっている。」と証言している。

さらに、申立人及び上記元従業員は、「A事業所の社員数は、20人から30人であった。」、「アルバイト社員を含め20人くらいであった。」とそれぞれ供述しているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、昭和27年から32年までの期間における厚生年金保険被保険者数は9人から17人であることが確認できる上、上記被保険者名簿によると、申立人が記憶する複数の元同僚のうち、氏名の記載が無く同被保険者記録の確認ができない者もいることから、申立期間①及び②当時、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を同保険に加入させる取扱いではなかった上、加入させたとしても、加入時期については入社してから相当期間経過後であったことがうかがえる。

加えて、A事業所は、「申立人に係る当時の資料の保管は無く、不明である。」と回答している上、同社に係る被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は昭和29年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、30年11月30日に同資格を喪失後、31年11月10日に同資格を再取得していることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年4月1日まで

私は、昭和21年3月末日までA社で勤務したのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年10月1日となっている。私の夫も同社に係る同日以降の厚生年金保険被保険者記録が判明し、記録が追加訂正されたので、私の年金記録についても、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和21年3月末日までA社で勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社では、「当時の資料を保存しておらず、申立人に係る在籍及び保険料控除等について、不明である。」と回答しており、B健康保険組合に照会しても「申立人に係る加入記録は残っていない。」と回答している上、申立人は、「知人の紹介でA社からC社へ転職した。」と供述しているところ、当該知人によると、「申立人とC社で一緒に勤務したが、申立人の前職のことは分からない。」と供述しており、申立人の夫から聴取しても、申立期間における申立人の勤務状況や退職時期を明確に記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A社D工場において、申立期間前後に厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた15人（申立人の夫を除く。）に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について照会し、12人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入を裏付ける証言は得られない。

さらに、A社社史及び同社百年史によると、i) 同社は、昭和20年8月22日にE業務を正式に停止したこと、ii) GHQは、同年9月22日付けをもって経済上の非軍事化を指令し、同社は戦時中に拡大した組織や人員を整理した

こと、iii) 同社は、同年10月から同年12月までの間に数次の整理を行い、19年末には5万2,200人だった従業員数を、20年末には1万2,155人としたこと等の記載が確認できる上、同社D工場において、申立人と同様、同年10月1日に資格を喪失している複数の元従業員が、「終戦直後は仕事が無く、同年9月頃に会社から通知が届き、退職することになった。当時、同じように退職した従業員がたくさんいた。」旨の供述をしている。

加えて、申立人は、「私の夫はA社に係る昭和20年10月1日以降の厚生年金保険被保険者記録が判明し、記録が追加訂正されたので、私の記録についても、訂正してほしい。」と申し立てているところ、同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の夫は、同年10月以降の被保険者記録を記載した書換え後の被保険者名簿に氏名等が確認できるものの、当該書換え後の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで
② 平成元年 3 月 1 日から 9 年 1 月 1 日まで

私は、A社の事業主であったが、申立期間①及び②の標準報酬月額について、実際に受領した報酬月額より低く記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が事業主であったA社における申立期間①及び②の標準報酬月額は、実際に受け取った報酬月額より低く記録されている。」と主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は、平成 14 年 12 月 * 日に解散しており、賃金台帳等も残されていないことから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間①のうち、昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 2 月 1 日までの期間及び申立期間②のうち、平成元年 3 月 1 日から 5 年 1 月 1 日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）を所持しておらず、申立期間①のうち、49 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人から提出があった公認会計士名記載の役員給料明細表によると、申立人の当該期間における報酬月額は確認できるものの、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立期間②のうち、平成 5 年 1 月 1 日から 9 年 1 月 1 日までの期間については、申立人から提出があった「給与所得に対する所得税源泉徴収」に記載されている社会保険料控除額は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく

社会保険料額(健康保険料及び厚生年金保険料の合計額)とは一致しておらず、オンライン記録による標準報酬月額に基づく社会保険料額に近似している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、同法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において申立事業所の代表取締役であったことが確認できることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間に係る標準報酬月額については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 6 月から 13 年間勤務したA社を結婚のため退職したが、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無いにもかかわらず、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和 43 年 11 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほか、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 16 日から 58 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 11 月に A 社を解雇になった後、申立期間に市役所で厚生年金保険料を納めた。月額 2 万円で、負担の内訳は労働組合 1 万円、労働組合員 1 万円、納付は一括で行い保険料額は 24 万円だった。しかし、申立期間の年金記録が無い。調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A 社において、労使紛争中の期間であり、当時、同社は労組が自主管理していた。私は、労組から支援金をもらいながら、市役所で厚生年金保険料を納めていた。」と主張している。

しかしながら、A 社及び B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 28 人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、11 人から回答を得たところ、B 社の幹部を務めた複数の元従業員は、「申立期間当時、全従業員が A 社を解雇され、同社との雇用関係は無かった。また、組合員に対しては、健康保険は任意継続被保険者になること、及び年金は国民年金に加入し保険料の免除申請をすることを指導しており、厚生年金保険については指導していなかった。」、「当時の労組の財政事情から考えると、組合員に対して厚生年金保険料まで支援したということは考えにくい。」旨、それぞれ証言している。

また、申立人は、「私は、昭和 57 年 11 月に A 社を解雇になった後、労組による自主操業に参加していたが、同社からは給与の支給は無く、保険料控除も無かった。」と主張しているところ、公共職業安定所が保管する申立人に係る雇用保険の基本手当の支給記録によると、申立人は、同年同月 15 日に同社を

離職後、同年同月 29 日に同保険の求職者給付の受給手続きを行い、同年 12 月 6 日から 58 年 8 月 4 日まで同保険の基本手当を満額受給していたことが確認できる。

さらに、国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年 3 月 22 日に払い出され、57 年 11 月 1 日から 58 年 11 月 1 日までの期間は国民年金の被保険者となっており、当該期間は全額免除期間となっていることが確認できる。

加えて、C 年金事務所は、「市役所で厚生年金保険の事務は行っていなかった。申立期間当時、厚生年金保険を任意で加入する第四種被保険者制度はあったが、申立期間を含む昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 11 月 30 日までの期間に、第四種被保険者の資格を取得した 191 人の中に、申立人の被保険者記録を確認することはできない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月11日から46年7月1日まで

私はA社で初めはB業務の助手をしていたが、同社がC機械を買い入れて社長の娘婿がその操作をすることになったとき、私は助手に抜擢された。午前2時に起床する勤務で、冬も夏も仕事をしたことを覚えている。昭和45年3月1日から46年6月30日まで勤務したことはほぼ間違いない。私の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年3月1日から46年6月30日まで、A社で勤務したことはほぼ間違いない。」と主張している。

しかしながら、現在のA社における役員の一人名は、「A社は2年前に休業した。事務所の移転等もあって、申立期間当時の資料は残っていない。」と回答している上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人は、「A社がC機械を買い入れて、社長の親族がその操作をすることになったとき、その助手に抜擢された。」と主張しているところ、複数の元従業員の証言から申立人がC機械の操作員だったとする社長の親族は特定できたものの、当該社長の親族は既に死亡しており、申立人の主張を裏付ける証言が得られない上、申立期間頃にA社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち連絡先が判明した18人に照会したところ、回答があった11人はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の同社における勤務期間を特定することができない。

さらに、A社は、申立期間中の昭和45年12月1日にD厚生年金基金に加入

しているところ、同基金では、「申立人に係る記録は見当たらない。」と回答している上、雇用保険の記録によると、申立人は、同社において、同年3月5日に資格を取得し、同年4月26日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録とおおむね一致する。

加えて、A社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致する上、同原票において資格喪失後の昭和45年4月16日に健康保険証を返納したことを示す記載が確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私が、A社(後に、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に受け取っていた報酬額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録に相違がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で勤務した期間において給与額が減額された記憶が無いにもかかわらず申立期間の標準報酬月額の記録が、申立期間前後の記録に比べて低額となっているのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、B社は平成9年10月*日に破産宣告を受け、13年11月*日に破産終結しており、申立期間当時の取締役は、「申立てに係る資料等が残っておらず、当時のことは不明。」と回答している上、当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、当時の給与計算担当者は、「昔のことすぎて記憶に無い。」と回答していることから、申立人の主張する標準報酬月額について確認できる証言及び資料を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚及びA社に係るオンライン記録から所在の確認できた複数の同僚に申立てに係る事情について照会したものの、申立人の主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な証言及び資料を得ることができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合及び申立期間における申立人の住所地の市役所によると、申立てに係る資料については保存期限を超えており確認できないとしている上、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は厚生年金保険被

保険者原票に記載された標準報酬月額と一致している上、当該原票によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。